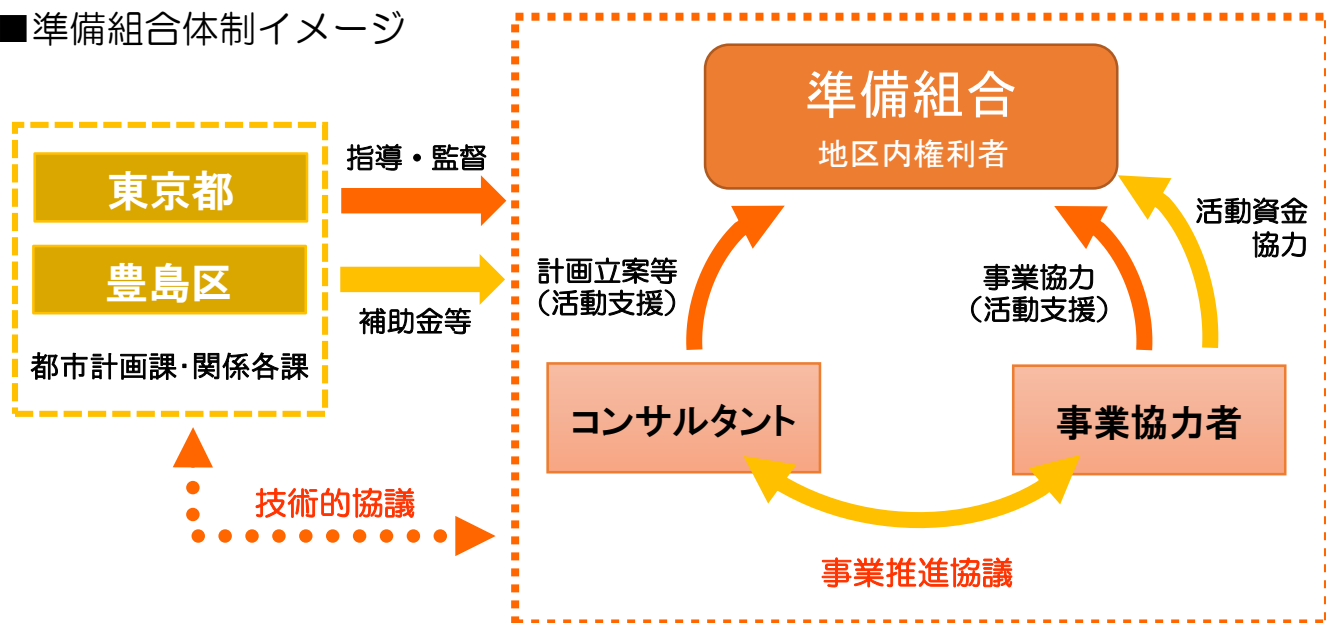


再開発準備組合の設立に向けて コンサルタント及び事業協力者の選定が進む

本地区では本年中の市街地再開発準備組合（準備組合）の設立を目指して活動しています。準備組合は加入届を提出された地区内権利者の皆さまによって運営されますが、その後の手続きや事業検討にはコンサルタントや事業協力者等の専門家の参画が不可欠です。

このため、準備組合設立後に契約するコンサルタントおよび事業協力者の選定を進めています。まず、本年9月中旬までにコンサルタントの選定を行います。その後、10月初めから事業協力者の公募を開始し、12月の選定を目標としています。

■準備組合体制イメージ



■選定等のスケジュール（想定）

コンサルタント 選定手続き	8月	9月16日 ○ コンサルタント 選定	11月 (目標)
事業協力者 選定手続き		10月初め	12月(目標) ○ 事業協力者 選定
加入促進活動 (加入届提出)	準備組合設立		

準備組合が設立されると、再開発事業の具体的な検討が始まり、各種調査や計画の策定等の活用費用が必要になります。そこで、計画検討・立案等の支援をお願いするコンサルタントを選定するとともに、資金協力や技術的な支援をしていただく事業協力者（不動産事業者等）を選定して、一緒に検討を進めていくことが一般的です。

現在、役員会及び準備組合準備チームにおいて、選定の手続きを進めています。

コンサルタントについては、9月16日に選定する予定です。その後、10月初めから事業協力者（不動産会社等）の公募を開始します。選定の経過や手順などの詳細については、引き続き、まちづくりニュース及び豊島区ホームページにてお知らせしていきます。

◎コンサルタント・事業協力者とは

	コンサルタント	事業協力者
役割	コーディネート、計画立案、専門的知識の提供など	活動資金協力（立替え）、人的支援、専門的知識の提供
事業者の性質	都市計画、再開発事業計画、不動産鑑定評価の専門知識を有する事業者	再開発事業に豊富な実績を有する不動産事業者
選定期限	平成27年9月16日（その後、準備組合総会において議決予定）	平成27年12月（その後、準備組合総会において議決予定）

池袋駅周辺地域が「特定都市再生緊急整備地域」に指定

7月24日付で池袋駅周辺地域が都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」（緊急整備地域）に指定されました。

右図の通り、指定エリアには本地区が含まれています。

緊急整備地域内では「都市再生特別地区」の活用により、従来の規制にとらわれない都市計画や公共貢献に応じた容積率の緩和が可能となり、事業性の大幅な向上が期待されます。



準備組合加入届のご提出のお願い

準備組合への加入資格のある区内権利者の皆さまに宛て、準備組合の加入届を発送しました。

準備組合で、具体的な計画検討を進めていくためには、一人でも多くの権利者の皆さまにご加入いただき、ご意見をお伺いしたいと考えています。加入届未提出の権利者の皆さまには、本地区のまちづくりにご理解いただき、ぜひご加入いただきますようお願いいたします。



●お問い合わせ（池袋駅西口地区まちづくり協議会事務局）

豊島区 都市整備部 都市計画課

住所 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区庁舎6階

電話 03-4566-2636 FAX 03-3980-5135

E-mail A0022603@city.toshima.lg.jp

ホームページ 豊島区ホームページ>トップページ>キーワードで探す>「池袋駅西口地区」で検索